

新旧対照表（財産形成預金規定）

改定前	改定後
<p>略</p> <p>4. 利息</p> <p>略</p> <p>(2) 継続後の預金の利率についても前(1)と同様の方法によります。ただし、期日指定定期預金の利率は、当行所定の日に変更し、また普通預金の利率は金融情勢の変化により変更することがあります。なおこの場合、新利率は、変更日以後に継続される預金から適用します。</p> <p>略</p> <p>5. 預金の解約、一部の支払</p> <p>(1) この預金を解約または・・・略・・・。</p> <p>(2) この預金は、解約する預金を指定せずに・・・略・・・。</p> <p>(3) 前項の順序で最後に・・・略・・・。</p> <p>(4) 次の各号の一にでも該当し、・・・略・・・。</p> <p>略</p> <p>7. 通知等</p> <p>届け出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p>	<p>略</p> <p>4. 利息</p> <p>略</p> <p>(2) 継続後の預金の利率についても前(1)と同様の方法によります。ただし、期日指定定期預金の利率は、当行所定の日に変更し、また普通預金の利率は金融情勢の変化により変更することがあります。なおこの場合、<u>当行所定の方法により表示する新利率は、表示の際に定める変更日以後に継続される預金から適用します。</u></p> <p>略</p> <p>5. 預金の解約、一部の支払</p> <p><u>(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</u></p> <p><u>(2) この預金を解約または・・・略・・・。</u></p> <p><u>(3) この預金は、解約する預金を指定せずに・・・略・・・。</u></p> <p><u>(4) 前項の順序で最後に・・・略・・・。</u></p> <p><u>(5) 次の各号の一にでも該当し、・・・略・・・。</u></p> <p>略</p> <p>7. 通知等</p> <p><u>財形預金共通規定第6条第1項に定める届出を怠るなど、預金者の責に帰すべき事由により、当行が発送した通知または送付書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。</u></p>